

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、入社後6ヵ月以内に、本人の都合による退職又は、本人の責めによる解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料より次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|------------------|------------|
| 1. 入社後1ヵ月未満 | 紹介手数料の100% |
| 2. 入社後1ヵ月以上3ヶ月未満 | 紹介手数料の50% |
| 3. 入社後3ヵ月以上6ヵ月未満 | 紹介手数料の5% |

但し、一方的な解雇及び採用時の労働条件と著しく異なる事を起因とする退職の場合は返金致しません。

また、返戻金制度は、人材紹介基本契約書、または覚書により、別の定めをする場合があります。